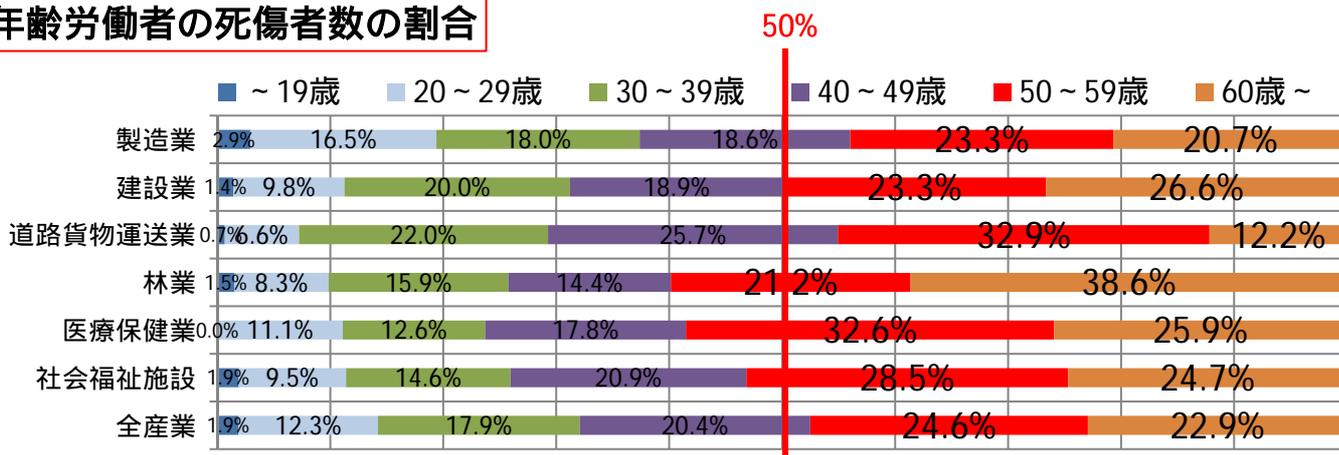


# 高年齢労働者（50歳以上）の労働災害を防止しましょう！

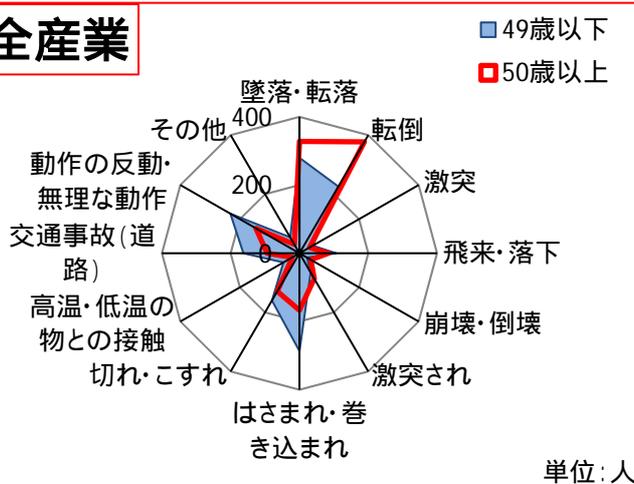
徳島労働局管内において、高年齢労働者の死傷する割合(死傷者数及び死傷率とも)が高くなっています。

高年齢労働者がけがをしにくい「だれでも働きやすい安全・安心な職場環境」となるよう職場の作業環境の改善を行いましょ。

## 高年齢労働者の死傷者数の割合



## 全産業

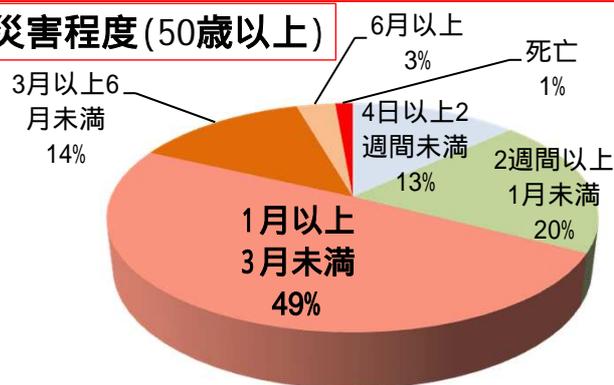


50歳以上の高年齢労働者は、墮落・転落、転倒災害の発生件数が多くなっています。

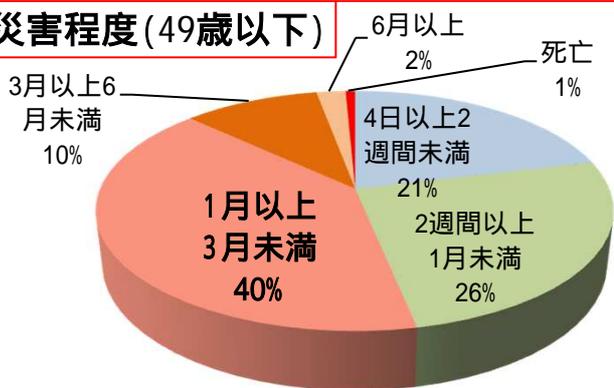
特に、転倒災害について、製造業のうち食品製造業、建設業のうち土木工事業、第三次産業全体と医療保健業、社会福祉施設においては、49歳以下と比べて2倍以上発生しています。



## 災害程度(50歳以上)



## 災害程度(49歳以下)

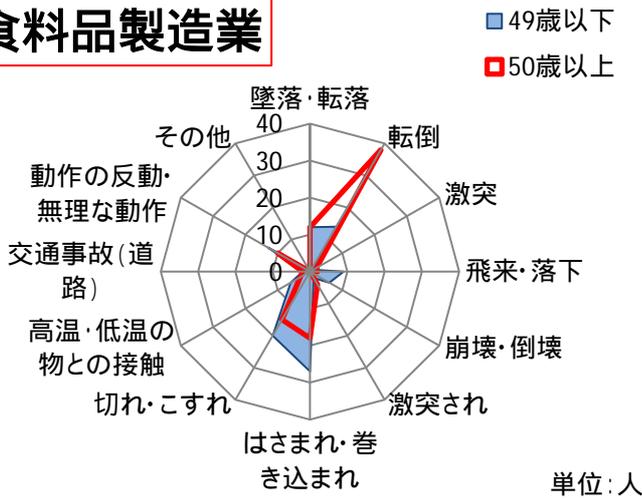


50歳以上の高年齢労働者は災害程度(休業期間)が1か月以上の割合が高くなっています。また、骨折する割合も高くなっています。

資料:平成24年～平成27年 労働者死傷病報告による災害統計

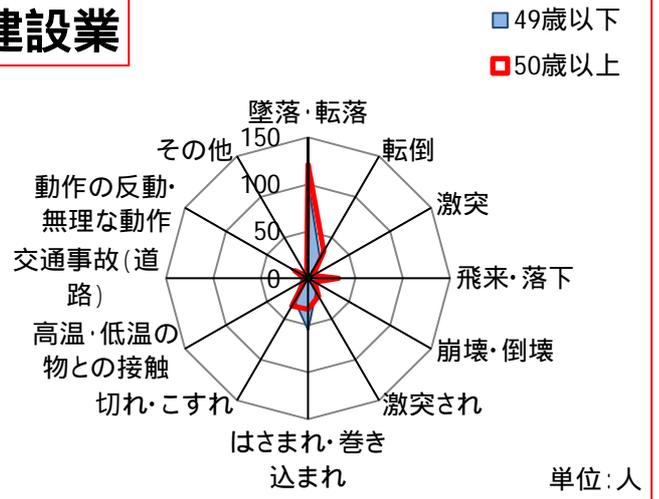
# 主な業種の年齢による事故の型の傾向

## 食料品製造業



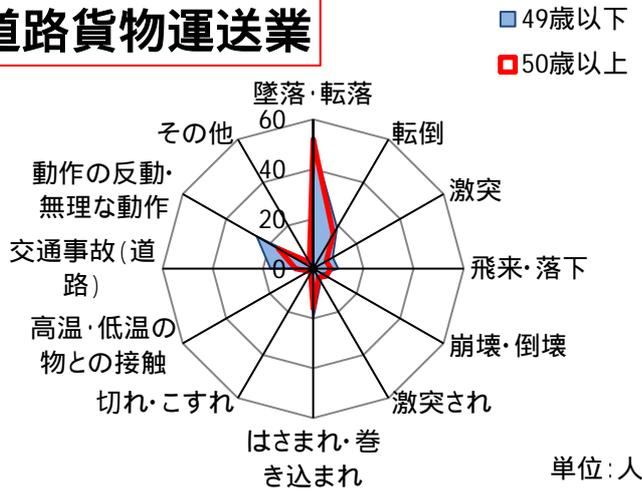
食料品製造業(50歳以上)では、**物につまずいての転倒**災害が多く発生しています

## 建設業



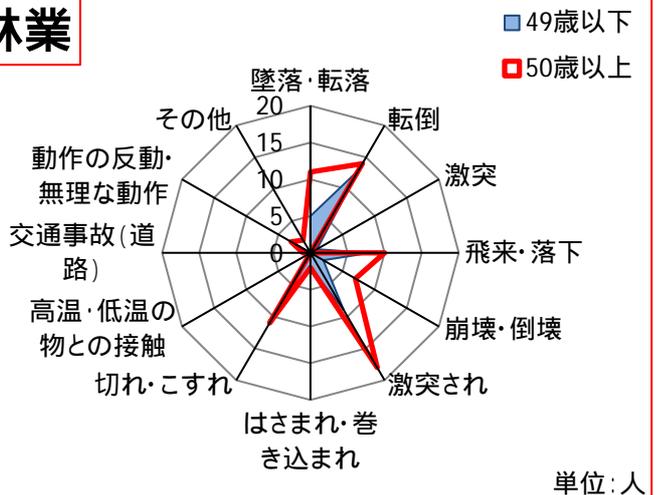
建設業(50歳以上)では、**身体のパランスを崩したことによる墜落・転落**災害が多く発生しています

## 道路貨物運送業



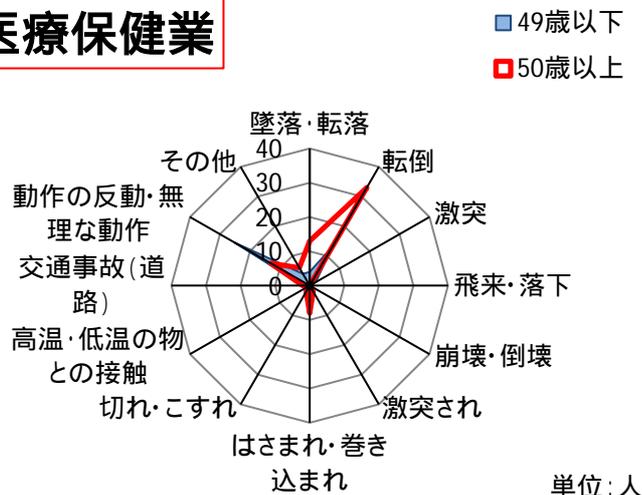
道路貨物運送業(50歳以上)では、**荷役作業時の墜落・転落**災害が多く発生しています。

## 林業



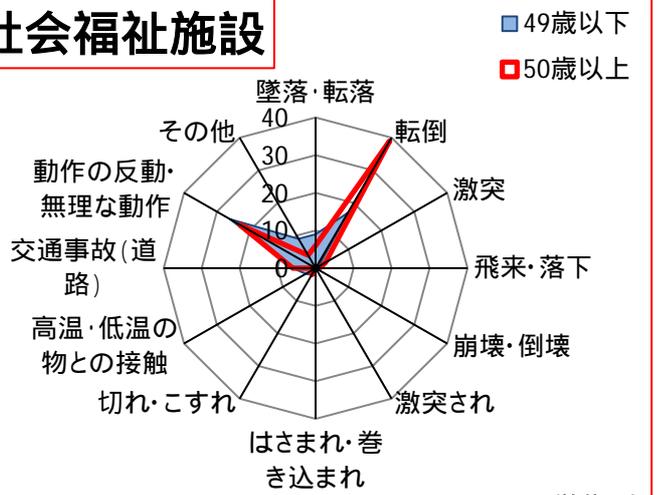
林業(50歳以上)では、**伐木作業時の激突され**災害と**転倒**災害が多く発生しています。

## 医療保健業



医療保健業(50歳以上)では、**滑ったり、つまずいての転倒**災害が多く発生しています

## 社会福祉施設



社会福祉施設(50歳以上)では、**つまずいての転倒**災害と**動作の反動・無理な動作**による災害(腰痛)が多く発生しています

## 高齢労働者の身体機能の特徴

1. 高齢者の身体機能について、20歳～24歳ないし最高期を100とした55歳～59歳の機能水準は、若年時に比べ、平衡機能48%、薄明順応36%、視力63%、伸脚力63%、瞬発反応71%、運動調整能59%など大きな低下が見られます。
2. 筋力における握力の低下が少ない一方、脚筋力では20歳に比べ50歳では約4割の低下、敏捷性においては棒反応時間では低下傾向が少ない反面、全身反応時間の方法では約1.2倍の時間を要するなど特に下半身での低下が強くなります。

〔「高齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書」(平成22年3月、中央労働災害防止協会)から〕

## 高齢労働者の被災時の状況

(昭和60年7月19日付け基発第420号「高齢労働者における労働災害の発生要因等に関する実態調査結果について」から抜粋)

### 1. 個人に関する要因

**※災害傾向の分析に活用しましょう!**

- (1) 心理的要因  
単純なくり返し作業のため仕事にマンネリ的であった  
あぶないと思っていたが、そのまま作業を続けていた
- (2) 生理的要因  
体のバランスが思うようにとれなかった  
気持ちが先走り、体がついていなかった
- (3) 作業の知識及び技能要因  
今までの経験にたよっていった  
作業手順、方法が決まっていたが、それを省略してもだいじょうぶであると思っていた
- (4) 共同作業  
相手との呼吸が合っていなかった  
作業に必要な人数が不足していたが、無理してその作業に取りかかってしまった

### 2. 作業に関する要因

- (1) 作業の状態  
急いでいたとき  
体の重心を移動したとき
- (2) 作業の環境  
床面に凸凹、段差、滑りやすさなどがあった  
作業場所がちらかっていた
- (3) 作業の内容  
急を要する作業であった  
細かい神経を使う作業であった
- (4) 作業管理  
作業手順、方法がまちがっていた  
作業手順、方法が明確に指示されていなかった
- (5) 作業指示  
作業手順、方法が示されていたが無視してしまった  
作業手順、方法が示されていたが守りにくかった
- (6) 作業負荷と体力  
立ち作業の連続であった  
持続的に無理な姿勢(かがんだり、のびあがりというような)の作業であった

### ポイント!

アンケート全体の集計結果による傾向を示すと、まず、個人に関する要因では、身体機能低下に対応した行動をしていない(心・身のアンバランス) 注意力の集中ができない 経験にたよる などがあげられ、次に、作業にかかる要因では、作業のスピードに充分対応できない 作業場所が整備されていない 作業指示がない、又は作業指示を無視、守れない 立ち作業、持続的な作業である があげられます。このことは、高齢者の熟練等に伴う安全意識の低下及び身体的機能の低下に充分対応しきれないまま作業を進めたことが災害に結びついているとみられ、高齢労働者に配慮した労働災害防止対策が必要です。

## 1 共通事項

# 以下の対策をとりましょう！

- (1)朝礼、職場ミーティング等の労使の参集する機会をとらえて、徳島県内において高年齢労働者の労働災害が多発している現状を周知し、自らの職場において、労働災害の発生を防止するために行うべき安全対策について検討しましょう。
- (2)経営トップによる職場安全パトロールを実施し、労働災害防止対策の徹底を高年齢労働者に直接呼び掛けましょう。
- (3)高年齢労働者の労働災害防止を意識した安全衛生管理規定等の整備を図りましょう。
- (4)作業標準（作業マニュアル）について、高年齢労働者向けの必要な見直し（高年齢労働者の守れる、ゆとりあるもの）を行い、安全作業の徹底を図りましょう。
- (5)高年齢者層を対象とした安全衛生教育を実施しましょう。教材は、文字を大きくしたり、絵や図表を入れる等「見える化」の工夫を行いましょう。
- (6)体調不良による、ふらつき、つまずき、転倒がきっかけとなり重篤な労働災害となることもありますので、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を行いましょう。
- (7)基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起をしましょう。

## 2 各業種における重点対策

### (1) 食料品製造業、医療保健業、社会福祉施設

転倒災害は、高年齢労働者の労働災害の特徴の一つであり、骨折等の重篤な災害につながりやすく、さらに若年者に比べ休業期間が長期化する傾向にあります。転倒災害防止対策として、以下の事項に取り組みましょう。

- 4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底すること。（例：荷物などは通路に放置しない）
- 床の凹凸・段差の解消、滑り止めの設置、明るさの確保、手すりの設置、段差などへの注意表示、勾配の緩和、作業場所に合った耐滑性能を有する靴の着用などの措置を講じること。
- 一般的に、高年齢者は、転倒しそうな時に、筋力でふんばって耐える、平衡機能によりバランスを取り直す、とっさの反射神経で手を出して支える、といった機能が衰える傾向にあることから、転倒災害を起こしにくい体作りの指導（閉眼片足立ちの訓練、スクワットなど）を行うとともに、始業前体操などに取り組むこと。

### (2) 建設業

加齢に伴い、平衡機能が低下し、体のバランスがとれず「墜落・転落」する危険性が増大し、死亡災害などの重篤な災害にもなります。墜落・転落災害防止対策として、以下の事項に取り組みましょう。

- 高所作業を地上作業に置き換えること。
- 安全な作業床、手すりを設置すること。高さ2m未満の箇所で作業する場合にも、できる限り手すりを設置すること。
- 昇降設備（階段）について、踏面を広くし、蹴上げを小さくし、傾斜を緩くし、滑り止めを付けるなどの改善を図ること。
- 脚立や移動はしごを避け、転落防止柵のついた高所作業台（車）を活用すること。

### (3) 道路貨物運送業

加齢に伴い、平衡機能が低下し、体のバランスがとれず、特に荷役作業時に「墜落・転落」する危険性が増大し、死亡災害などの重篤な災害ともなります。荷役作業における墜落・転落災害防止対策として、以下の事項に取り組みましょう。

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に示されている「墜落・転落災害防止のための事項」を遵守させること。
- 荷台の上での作業については、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなど、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。
- 貨物自動車の荷台へ移動については、安全に昇降できる設備を用意すること。

### (4) 林業

加齢に伴い、聴力等の感覚機能や瞬間判断機能、反射的対応能力等が低下するといわれており、特に「激突され」災害と結びつく原因ともなります。チェーンソーによる伐木等作業における激突され災害防止対策として、以下の事項に取り組みましょう。

- 受け口切り、追い口切りにおいては、経験に任せず、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示されている基本的伐倒作業に基づき、作業することを徹底すること。
- 伐倒時の待避路について、作業用具、かん木、笹など待避時の支障となるものの排除を徹底すること。
- 伐倒時の合図について、確実に伝わったかどうか確認する方法を確立するとともに、伐倒者以外の作業者が待避したことを確認して伐倒することを徹底すること。
- 伐倒者は追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認後、用具類を置いて、直ちに待避すること。